

◆25年度の健全化判断指標等を公表します◆

健全化判断指標等…地方公共団体の「財政健全化度」を判断する指標で、一般会計のほか、特別会計や公営企業会計(病院、水道など)も含めて算出します。

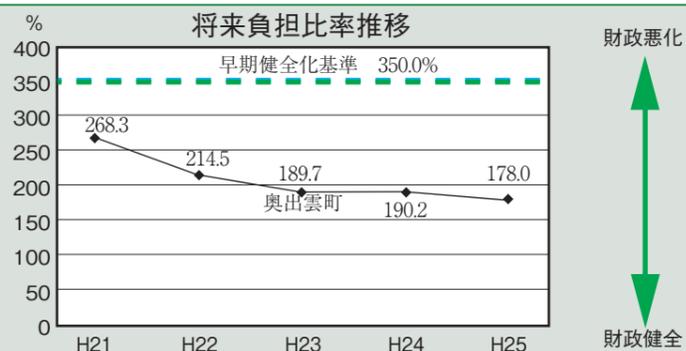
【平成25年度決算に基づく健全化判断比率】

区分	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
奥出雲町の指数 [参考：H24の指数]	— [—]	— [—]	17.3% [18.6%]	178.0% [190.2%]
(早期健全化基準)	(13.72%)	(18.72%)	(25.0%)	(350.0%)
(財政再生基準)	(20.00%)	(30.00%)	(35.0%)	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに黒字のため、「—」表示にしています。

④ 将来負担比率

前年度に比べ改善しました。
25年度の指標:178.0%
12.2ポイント改善

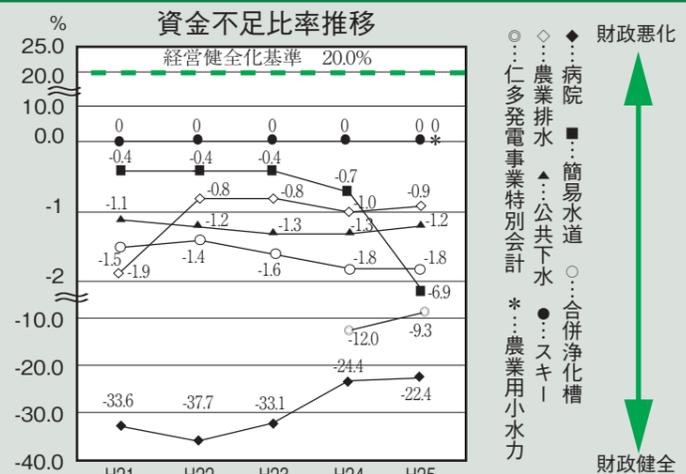


地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)のほか、一部事務組合(雲南広域連合等)、第三セクターに対して将来支払っていく可能性のある負担等の残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。



⑤ 資金不足比率

病院事業、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業、三井野原スキーリフト事業、仁多発電事業、農業用小水力発電事業の8つの特別会計がこの比率の対象となりますが、いずれの特別会計でも資金不足は発生していません。



一般会計の赤字にあたる公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したもので、特別会計ごとに算出します。

【用語説明】

(※1) 実質公債費比率

一般会計の地方公共団体の公債負担を表す指標。この比率(3年平均)により、起債発行のために一定の手続きを要したり、制限がかかる場合があります。

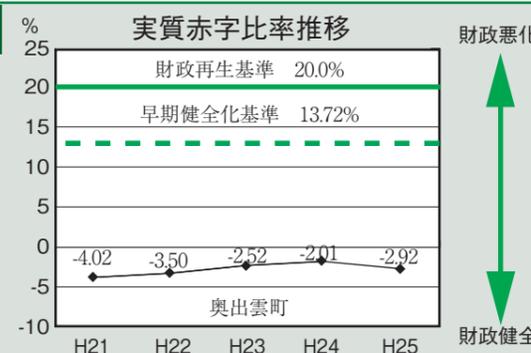
- **18%を超えると…**
許可を受けて起債を行う「地方債許可団体」
- **25%を超えると…**
一部の起債発行が制限される「起債制限団体」となるとともに、財政健全化の計画策定が義務付けられる「早期健全化団体」に指定されます。
- **35%を超えると…**
「財政再生団体」に指定され、実質的な国の管理のもと、財政再建に取り組むことになり、総務大臣の許可が得られなければ公共事業等に係る起債発行もできません。

(※2) 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の多少をあらわしています。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに利用されます。

① 実質赤字比率

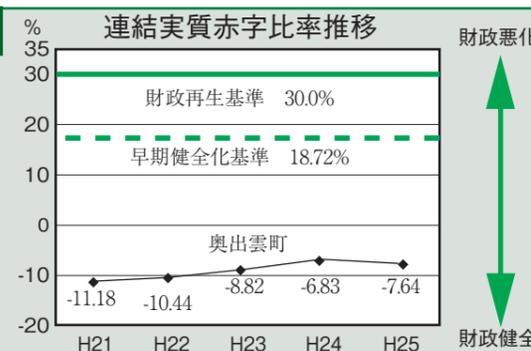
赤字額は発生していません。
25年度の指標:-2.92%
(2億3,729万円の黒字決算)



福祉、教育、まちづくり等を行う自治体の普通会計(一般会計と一部の特別会計を合算したもの)の赤字の程度を指標化したものです。

② 連結実質赤字比率

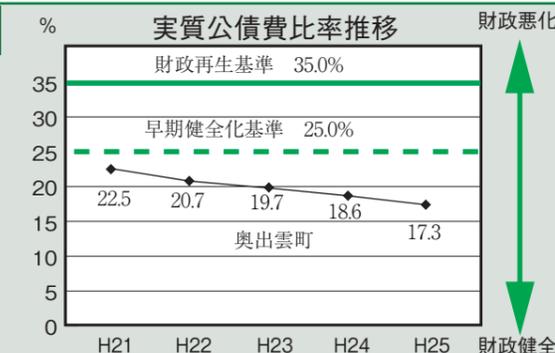
連結実質赤字額は発生していません。
25年度の指標:-7.64%
(一般会計と特別会計を合算して、6億2,053万円の黒字決算)



全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化したものです。

③ 実質公債費比率(※1)

前年度に比べ改善しました。
25年度の指標:17.3%
1.3ポイント改善
(※6年連続で改善)



借入金の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。一般会計等で返済する町債(町の借金)の償還だけでなく、消防業務などの一部事務組合(雲南広域連合等)への負担金、病院・下水道等の公営企業会計の借入金償還に対する繰出金など、全ての債務に対する返済を合計し、標準財政規模(※2)で割って算出します。